

医会だより

平成24年度全国保育所における 「目の保健に関わるアンケート調査」報告

公益社団法人日本眼科医会 学校保健部
 柏井真理子・宇津見義一・宮浦 徹
 山岸 直矢・高野 繁
 公益社団法人日本眼科医会 公衆衛生部
 福田 敏雅

諸 言

日本眼科医会学校保健部は、「平成20年幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関するアンケート調査」を実施した。その結果、健康診断（以下健診）にて視力検査を実施している幼稚園の割合は、国公立幼稚園70.6%、私立幼稚園31.9%。全体48.3%であり、就学時の健診で視力検査を実施している割合は、全国平均90.5%であるが、20%や40%の都道府県があると報告されている¹⁾。そのために当会は文部科学省（以下文科省）に幼稚園ならびに就学時健診における視力検査を実施するように働きかけた。その結果、平成22年3月文科省課長通知「児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施について」が各都道府県、学校関係者に出され、視力検査をはじめとする児童生徒等の健診及び就学時健診について、学校保健安全法等に基づき適切に実施するよう呼びかけられた経緯がある。

弱視や斜視を早期発見、早期治療するためには、3歳児健診の重要性は自明の理であるが、3歳児健診で漏れた児童も含め、少なくとも就学時健診までに斜視・弱視を発見し治療を開始することが大切である。3歳児健診以降、就学時健診までの時期にあたる幼稚園・保育所での視力検査は非常に重要な意味がある。

当会では前回の幼稚園での調査を踏まえ、平成24年に、全国の保育所における視力検査等の「目の保健に関わるアンケート調査」を実施したのでここにその結果を報告する。

I. 方 法

1. 調査期間

平成24年11月1日～11月30日の1ヵ月間である。

2. 調査対象

全国公立・私立保育所に対して目の保健に関わるアンケート調査を実施した。

保育所の調査は、47都道府県に設立されている公立・私立の認可保育所の総数（23,632施設）の3%にあたる保育所を任意に抽出して送付した。なおこれに先立ち厚生労働省（以下厚労省）雇用均等・児童家庭局保育課に出向き、本調査の趣旨説明を行った。

3. 調査内容

健診時の保育所園児（3歳児、4歳児、5歳児）への視力検査の実施状況、定期健診での内科健診、眼科健診（眼科医による）、耳鼻科健診（耳鼻科医による）の実施状況、眼科園医の有無（雇用形態：年間委嘱、健診時のパート、その他）としない場合はその理由、園児への保健調査状況、園における色のバリアフリーへの対応である（表1）。

II. 結 果

1. 回収率

アンケート送付数は710、回収数が303（有効回答は297；公立113施設、私立184施設：6施設は、0歳児から2歳児のみを扱う保育所のため無効）であり、回収率は42.7%であった（有効回収率41.8%、有効回答率98.0%）。

2. 保育所の調査

1) 保育所の設置者（図1）

保育所の設置者は「公立」が38.0%、「私立」が62.0

表 1

保育所用

目の保健に関わるアンケート

保育所名	都道府県名				
対象児	3歳児 ・ 4歳児 ・ 5歳児	設置者	公立・私立	園児数	

※以下、該当する番号を丸印で囲んでください

問1. 保育所の健康診断における視力検査について、実施している対象の園児を選んでください

(複数回答可、このアンケートでは0~2歳児は対象外としています)

1. 5歳児クラス (以下、4月の年齢による区分)
2. 4歳児クラス
3. 3歳児クラス
4. 実施していない

問2. 定期健康診断について、実施している項目を選んでください (複数回答可)

1. 内科 (小児科) 健診
2. 眼科健診 (眼科医による健診)
3. 耳鼻科健診 (耳鼻科医による健診)

問3. 眼科園医はいますか

1. いる → 該当するものを選んでください

- a. 年間委嘱
- b. 健診時のパート
- c. その他 ()

2. いない → 該当するものを選んでください (複数回答可)

- a. 必要時に対応してくれる眼科医がいる
- b. 必要時に対応してくれる眼科医がいない
- c. 近隣に眼科医のいる医療機関がある
- d. 近隣に眼科医のいる医療機関がない
- e. 眼科医の委嘱などを検討している
- f. 内科園医がいるので眼科園医は必要ない
- g. その他 ()

問4. 園児の保健調査を実施していますか

1. 保健調査は実施していない
2. 保健調査を実施している → 調査内容に該当する項目を選んでください (複数回答可) ↗

- ✓ a. 目の病気の既往 (今までに目の病気をしたことがありますか)
- b. よく目やにがでる
- c. よく目を痒がる
- d. よく目が赤くなる
- e. 目つきがおかしい
- f. その他 ()

問5. 先天色覚異常は男子の20人に1人、女子の500人に1人みられます。

(1) お絵かきなどで園児が不自然な色使いをしていることに気づき、園で問題になったことがありますか。

1. ある 2. ない

(2) 「ある」の方 → どのように対応されていますか、該当する項目を選んでください (複数選択可)

1. 保護者にそのことを伝えている
2. 保護者には伝えてない
3. ケースバイケースで保護者に伝えている
4. 保護者に眼科受診を勧めている

問6. 色のバリアフリー*について該当するものを選んでください (複数回答可)

*色のバリアフリー: 色覚異常の子どもが困らないように、教材の配色を工夫したり、配慮することでバリアを低くすること。

1. 教材や掲示物の作成において、配色に留意している
2. お絵かきで色の間違いをしている園児がいれば配慮するよう心がけている
3. 「はちまき」や「たすき」の色の選択に配慮している
4. その他 ()
5. 特に何もしていない

ご回答ありがとうございました (公社) 日本眼科医会

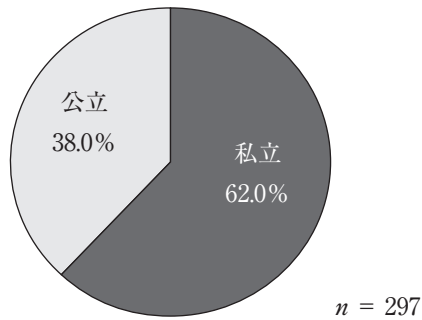


図1 対象とした保育所の設置者

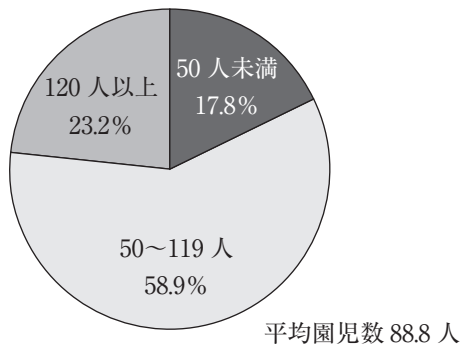


図2 保育所の園児数

%であった。

2) 園児数 (図2)

保育所の規模による違いを検討するために、園児数によって3つのグループに分けた。規模による違いを明確にするため、今回集計に際して園児の少ない方から約20%を小規模保育所、園児の多い方から約20%を大規模保育所とし、残りの約60%の保育所を中規模保育所とした。その結果、園児数「50人未満」の小規模保育所が17.8% (公立26.5%, 私立12.5%)、園児数「50人～119人」の中規模保育所が58.9% (公立55.8%, 私立60.9%)、園児数「120人以上」の大規模保育所が23.2% (公立17.7%, 私立26.6%) であり、1施設あたりの平均人数は88.8人 (公立77.3人, 私立95.9人) であった。

3) 視力検査 (図3, 4)

保育所の健診における視力検査実施状況は、いずれかの学年で「視力検査を実施している」が34.7% (公立39.8%, 私立31.6%) で、それに対して「実施していない」が64.3% (公立60.2%, 私立66.8%) であった。視力検査を行っていた保育所は、3歳児が12.8% (公立11.5%, 私立13.6%)、4歳児が26.3% (公立27.4%, 私立25.5%)、5歳児が30.3% (公立34.5%, 私立27.7%)、 「無回答」が1.0% (公立0.0%, 私立1.6%) であり、公立、私立ともに学年が大きいほど視力検査の実施率は増加していた。また、保育所の規模別で比較すると「実施して

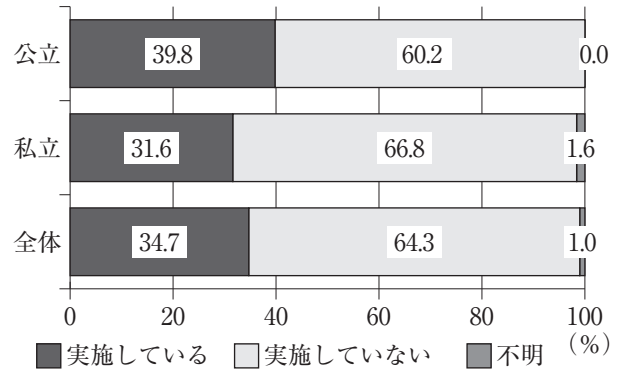


図3 視力検査している保育所の割合

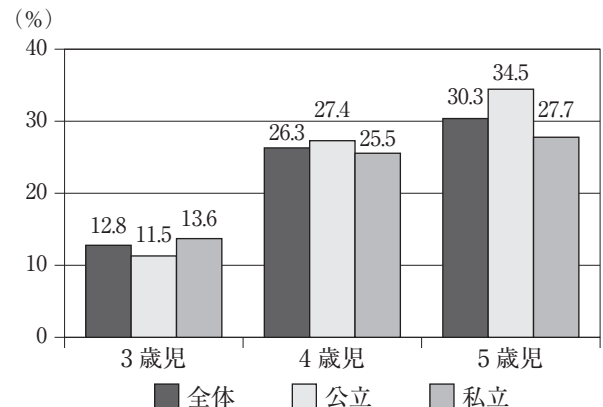


図4 3歳児、4歳児、5歳児別にみた視力検査実施割合

いる」保育所は「園児50人未満の保育所」が26.4%、「園児50～119人」が32.0%、「園児120人以上」が47.8%であり、規模が大きいほど視力検査の実施率は上がっていた (図5)。また、母数が少ないため断定はしにくいですが、かなりの地域差が見られた (図6)。

4) 各科の健診状況 (図7)

各科の健診状況では、内科が99.0% (公立99.1%, 私立98.9%)、眼科健診 (眼科医による健診) が15.2% (公立13.3%, 私立16.6%)、耳鼻科健診 (耳鼻科医による健診) が10.8% (公立11.5%, 私立10.3%) であった。眼科・耳鼻科の専門医による健診は内科健診に比べ非常に低かった。

5) 眼科園医の有無、雇用形態 (図8, 9)

眼科園医の有無では、「いる」が11.4% (公立10.6%, 私立12.0%) であった。保育所の規模別では、「50人未満」では「いる」が5.7%、「50～119人」が12.0%、「120人以上」が14.5%であった。眼科園医が「いる」では、眼科医の雇用形態は、「年間委嘱」が58.8% (公立41.7%, 私立68.2%)、「健診時のパート」が26.5% (公立50.0%, 私立13.6%)、「その他」が8.8% (公立8.3%, 私

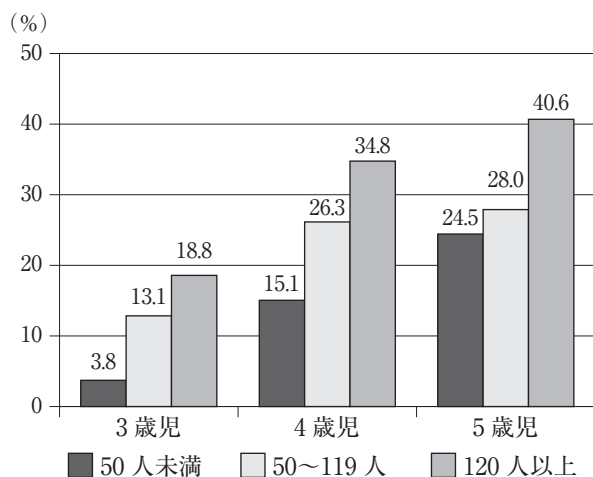


図5 保育所規模別 視力検査実施割合

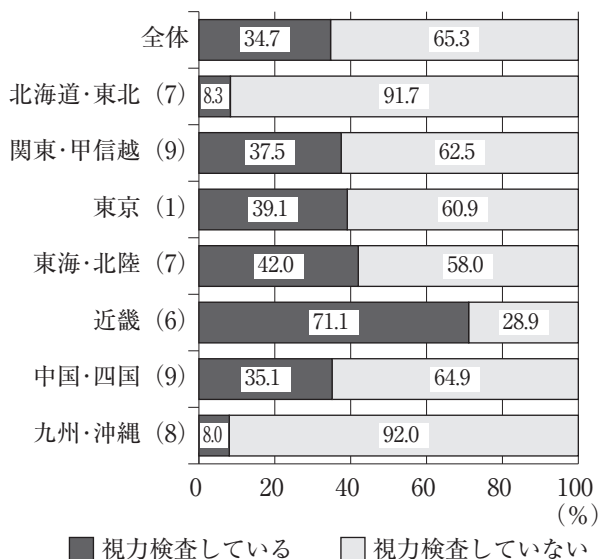


図6 保育所の視力検査実施状況(地区別)

立9.1%),「無回答」が5.9%であった。

6) 眼科園医のいない理由(複数回答可)(図10)

眼科園医のいない理由では、「近隣に眼科医のいる医療機関がある」が52.9%(公立47.5%,私立56.3%)と最も多く、「必要時に対応してくれる眼科医がいる」が16.6%(公立8.1%,私立21.9%),「必要時に対応してくれる眼科医がいない」が10.0%(公立17.2%,私立5.6%),「内科園医がいるので眼科園医は必要ない」が9.7%(公立10.1%,私立9.4%),「近隣に眼科医のいる医療機関がない」が6.9%(公立7.1%,私立6.9%),「眼科医の委嘱など検討している」が0.8%(公立0%,私立1.3%)であった。

7) 園児の保健調査(図11, 12)

園児の保健調査では、「実施している」と回答した保育所が35.7%(公立31.0%,私立38.6%),「実施してい

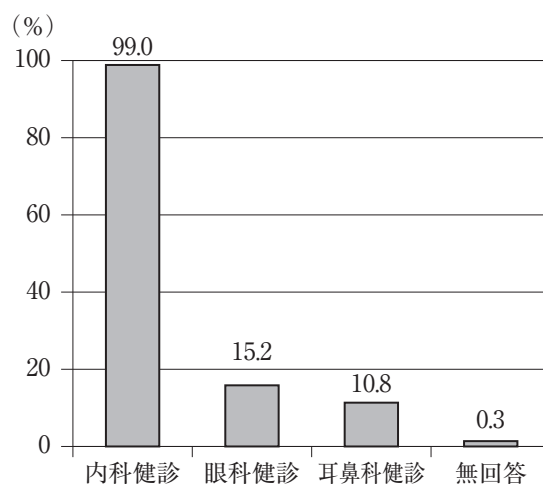


図7 保育所における各科の健診状況

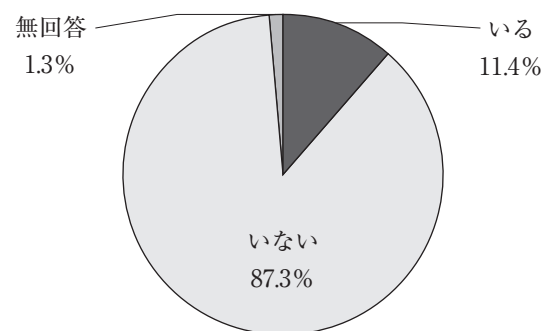


図8 眼科園医の有無

ない」が63.3%(公立68.1%,私立60.3%)であった。保健調査を実施している保育所では、「目の病気の既往」を項目にあげているが45.3%(公立22.9%,私立56.3%),「よく目やにがでる」が33.3%(公立17.1%,私立40.8%),「よく目を痒がる」が22.6%(公立11.4%,私立28.2%),「よく目が赤くなる」が26.4%(公立14.3%,私立32.4%),「目つきがおかしい」が34.9%(公立25.7%,私立39.4%),「その他」が36.8%(公立60.0%,私立25.4%)であった。

8) 保育所で園児がお絵かきなどで不自然な色使いをしていることに気づき園で問題になったことについて(図13)

保育所で不自然な色使いをしていることに気づき問題になったことは、「ある」が9.4%(公立8.8%,私立9.8%),「ない」が90.2%(公立91.2%,私立89.7%)であった。

9) 園児が不自然な色使いをしていることに気づき園で問題となったときの保育所での対応について(複数回答可)(図14)

保育所で不自然な色使いをしていることに気づき問題になったことへの対応では、「保護者にそのことを伝え

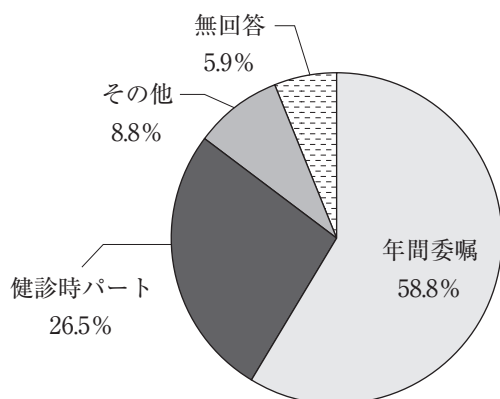


図9 眼科園医の雇用形態

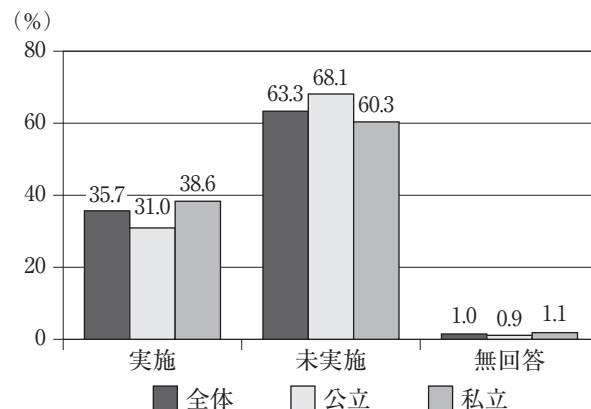


図11 保育所における保健調査の実施状況

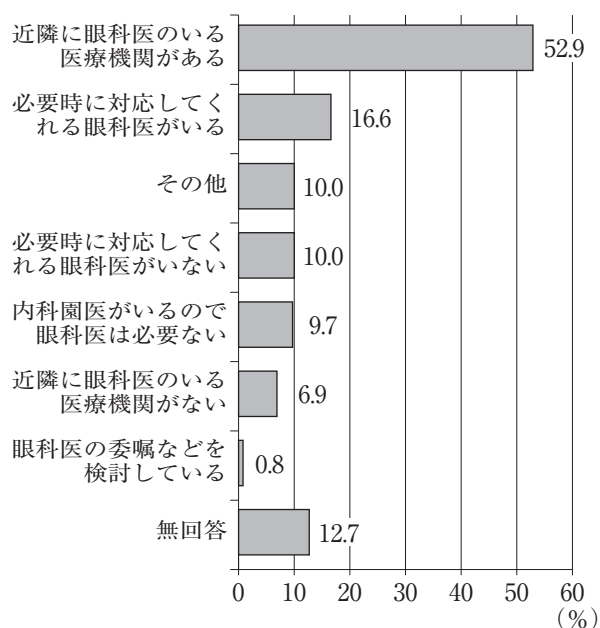


図10 眼科園医を委嘱していない理由(複数回答可)

ている」が53.6%(公立60.0%, 私立50.0%), 「保護者には伝えていない」が10.7%(公立10.0%, 私立11.1%), 「ケースバイケースで保護者に伝えている」が39.3%(公立40.0%, 私立38.9%), 「保護者に眼科受診を勧めている」が32.1%(公立30.0%, 私立33.3%)であった。

10) 保育所で色のバリアフリーについて実施していることについて(複数回答可)(図15)

保育所で色のバリアフリーは、「お絵かきで色の間違いをしている園児がいれば配慮する」が21.5%, 「教材や掲示物作成で配色留意」が9.1%, 「はちまき・たすきの色を配慮」が4.0%, 「特に何もしない」が66.7%であった。

要 約

1. 定期健康診断において視力検査を実施していた保育所は全体では約34.7%で平成20年に当会が全国の

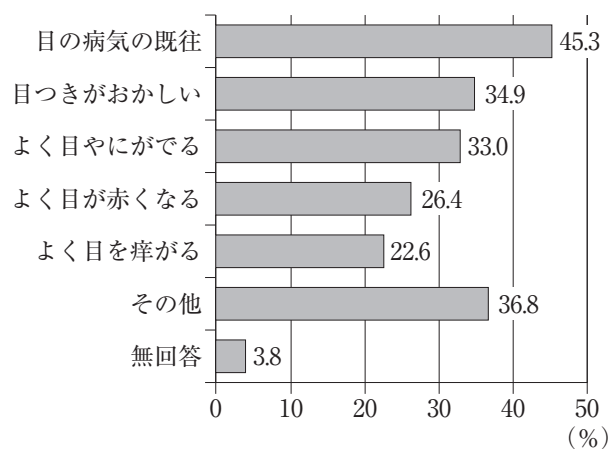


図12 保育所での眼科に関する保健調査の項目(複数回答可)

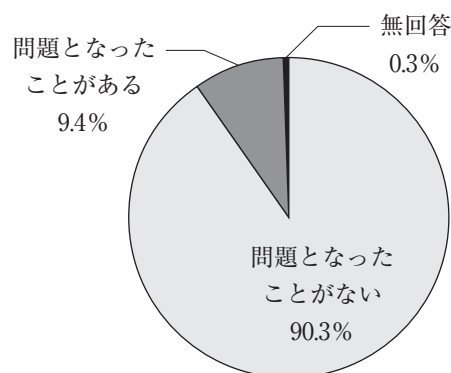


図13 お絵かき等で園児が不自然な色使いをしていることに気づき、園で問題となったこと

幼稚園での視力検査実施率48.3%に比較し実施率はかなり低かった(図16)。

2. 視力検査を実施していた保育所は、3歳児が12.8%, 4歳児が26.3%, 5歳児が30.3%であり、年齢が上がるに従い実施率が増加していた。保育所の規模(50人未満, 50~119人, 120人以上)による視力検査実施率は規模の大きい保育所が高かった。

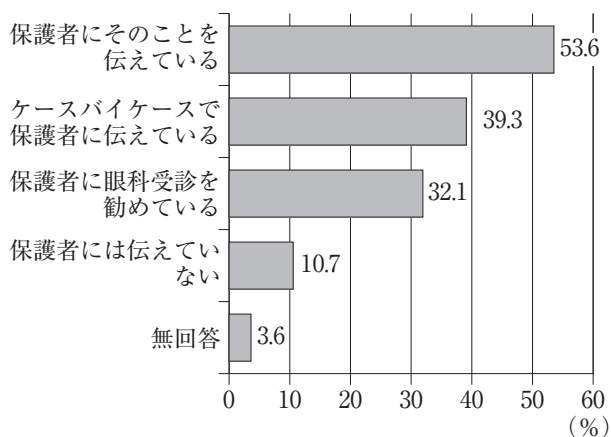


図14 園児がお絵かきの色使い等で問題となったときの対応 (複数回答可)

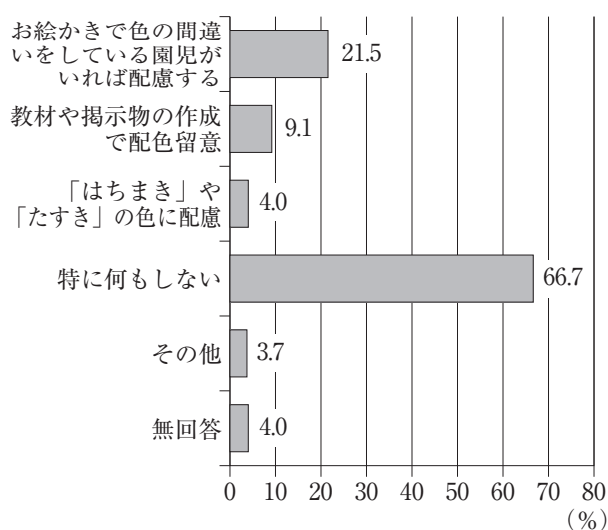


図15 保育所で色のバリアフリーについて実施していること (複数回答可)

- 眼科医による眼科健診を実施していた保育所は、15.2%であり平成20年の幼稚園での調査結果の28.4%よりかなり低かった (図17)。
- 眼科園医の多くは年間委託による雇用 (58.8%) で、一部は健診時のパート採用であった (26.5%)。
- 眼科園医のいない理由に保育所の52.9%は近隣に眼科医のいる医療機関があると回答している。今後、保育所関係者の理解や近隣眼科医の協力により眼科園医による健診の実施が可能であることが示唆される。
- 園児の保健調査を実施している保育所が35.7%であり、実施していない保育所が6割を超えていた。
- 園児が不自然な色使いなどに気づき園で問題となったことが約1割あり、その半数は保護者に伝え、3割は眼科受診を勧めている。また、色のバリアフリーでは、「特に何もしていない」が7割弱と多く、色のバリアフリーの啓発が必要である。

[参 考]

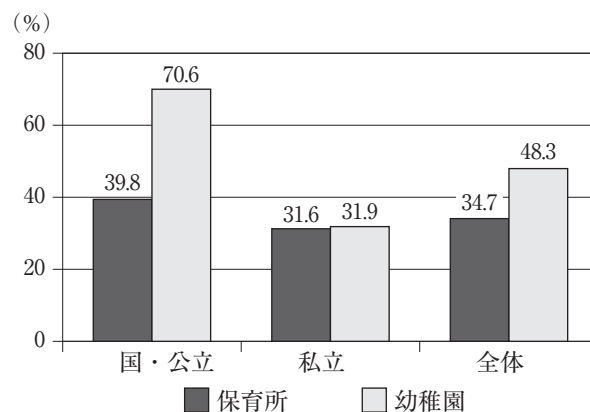


図16 幼稚園 (平成20年度当会調べ) との比較 (視力検査実施率の比較)

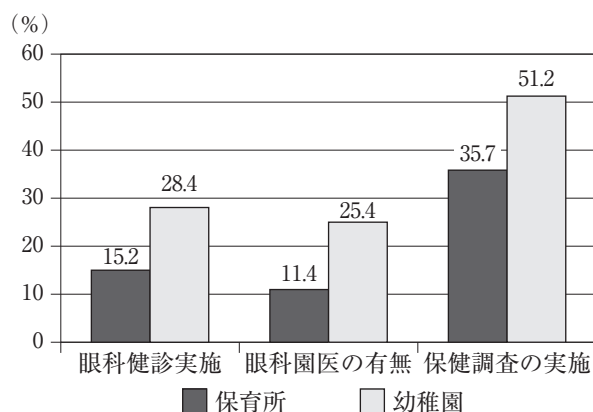


図17 幼稚園 (平成20年度当会調べ) との比較 (眼科健診実施割合・眼科園医有無・保健調査実施割合)

考 察

今回、保育所における目の保健に関わる調査として、視力検査実施状況や眼科医による眼科健診について全国での調査をした。視力検査も眼科医による眼科健診も当会が平成20年に全国調査した幼稚園での結果に比較し実施率は低いことが分かった。

心身とも著しい成長をする乳幼児期に多くの子どもたちが保育所での生活をしている現在、子どもたちの健康管理は社会的に大きな意味を持つ。眼科領域においては、視覚の発達段階にあたる乳幼児期から就学時までは、先天眼疾患をはじめ、弱視や斜視などの早期発見、早期治療の上で非常に大切な時期である。

本邦では1歳半児健診での視覚のチェックは現在のところ眼科医ではなく小児科医等によってなされ、また平成2年より実施されている3歳児健診においては、斜視、弱視の早期発見にかなりの成果を上げているが²⁾、平成9年より管轄が市町村に移され、実施率が低下している

地域が増加してきている³⁾。多くの市町村の場合、3歳児健診では集団健診の前に自宅に郵送された視力検査キット(0.5の指標等)で保護者がまず自宅で視力検査を行い、その結果をもとに健診会場での問診や小児科医の判断によりスクリーニングされる。眼科医が健診現場で実際に子どもたちを診察することは非常に少なく³⁾、視能訓練士による視力検査の実施なども一部の地区に限られている状況である。視力など視覚に問題がある場合に、事後措置として眼科医療機関での精密検査を紹介されるシステムとなっている。このような現況では、3歳児健診未受診者も含め3歳児健診で弱視や斜視がかなり漏れてしまうことがあり、現行の3歳児健診では半分以上の弱視患児が発見されていない可能性があるとの報告もある⁴⁾。3歳児健診の精度を上げるよう改善していくことも必要なことであるが、健診時の漏れを含めたフォローアップの意味でも、幼稚園や保育所での視力検査や眼科医による眼科健診は非常に大切である。

学校保健安全法では学校においては毎学年定期的に健康診断を行うことが定められており、学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令18号)に視力検査と眼の疾病及び異常の有無の検査が明記されている。幼稚園も文科省管轄で上記の学校保健安全法が適応されている。一方、保育所は、厚労省の管轄下にあるため保育所における健診は、児童福祉法45条の規定に基づき定められた児童福祉施設基準の中で、「学校保健安全法の規定に準じた健診を行うこと」を義務付けている(同基準第12条:入所した者及び職員の健康診断)。

今回の調査では、ほとんどの保育所で内科健診は実施されており、同基準を満たしていると考えられるが、視力検査の実施率はかなり低いことが分かった。眼科医による眼科健診、耳鼻科医による耳鼻科健診は学校保健安全法では義務づけられていないために、一般には内科医が行ったこととされている。

厚労省関係者等によれば現在の保育所での健診や各検査項目の実施は、園児の発達状況に応じて嘱託医(内科系園医等)や施設長の判断で実施されている状況であり、保育所関係者は乳幼児の視覚や聴覚の異常については、行政が実施している1歳半や3歳児健診で十分にスクリーニングできていると理解されている状況は否めない。

現在「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての通知」に基づく「児童福祉施設最低基準を維持・充足させるための必要な経費」として「保育所運営費」のうち、総額から保護者負担分を控除した額が国と地方自治体から各々1/2の負担で保育所に支給されている。運営費は、各保育所の判断で活用でき、人件費や一般生

児童福祉法第45条の規定に基づき定められた児童福祉施設最低基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設の長は、入所した者に対して、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。(一部抜粋)

活費(給食材料)が積算されるが、健診の嘱託医手当てもこの運営費から充てることができることになっている。また、筆者の在住する京都市など市町村によっては、別途に市町村独自の保育所における健診費用の補助金制度もあるところがあるが、健診の重要性の啓発不足や現場の理解不足のために制度が十分に活用されていないのが現状である。

今後、厚労省はじめ施設長(園長)、医師会や内科系園医、保育所関係者に乳幼児期の眼の健康管理(視力検査、眼科医による眼の健診等)の重要性を啓発して、学校保健安全法に準じてしっかりと視力検査や眼科健診が実施されるよう積極的に働きかけていきたい。嘱託医の手当ても運営費等の補助金から捻出することができる状況にあるので、健診も私立の幼稚園に較べ実施しやすい状況であるのではないかと考えられる。また今回のアンケートで園医のいない理由に「近くに眼科医のいる医療機関がある」という回答が52.9%もある。保育所関係者の理解や近隣眼科医の協力により、眼科医による眼科健診実施率を高くすることが可能であり、それに伴い視力検査実施率の向上が期待される。

平成24年度日本眼科医会作成・監修の「園児のための視力検査マニュアル」や、You Tubeでも視聴可能な「園児のための視力検査」のビデオ等も各保育所での適切な視力検査の実施に向け活用されるよう各地で周知されることが望まれる。

保健調査の実施状況は35.7%と低いことが分かった。保健調査を通じ保護者が子どもの健康に関心をもつ機会が増え、眼科疾患は勿論、小児科的にも保健調査を通じての感染症・予防接種・アレルギー等の把握はとても重要であると考えられるので、今後、保育所での保健調査の実施は積極的にすすめられるべきである。

平成15年度には冊子「色覚に関する指導の資料」が、平成20年度にはリーフレット「みんなが見やすい色環境」が文部科学省から各学校(幼稚園含)には配布されているが、保育所関係者には今まで色覚の手引きなど同様な啓発資料が厚生労働省より配布されたことはない。

今回のアンケートでは約1割の保育所で園児の不自然な色使いに気づいた経験があり、「保護者へ伝える」、「眼科受診を勧める」など保育士、保護者の間で色覚についての問題が共有されていることが示された。保育所では絵を描く機会が多く、また園児も感じたままの色を素直に表現するため、色覚異常の知識があれば周囲の者もそれと気づき易いことが指摘されている⁵⁾。先天色覚異常を正しく理解し、早い時期から適切な配慮を行うことが肝要である。

女性の社会進出や勤務状況の変化に伴い、ますます保育所のニーズが高まっている。政府も待機児童ゼロをめざしている現在、保育所の役割が一層期待され、民営化促進や認定こども園の設立などの動きが既に始まっている。しかし、入所希望者をただ単純に数だけで収容することではなく、将来を担う子どもたちが健やかに成長できる保育所のきめ細やかな環境づくりが大切である。その一つとして視力検査、眼科健診、保健調査の充実等を始めとする園児の健康管理体制の構築を強く願っている次第である。

また、同じ年代の子どもたちであるのに文科省管轄、厚労省管轄で子どもたちが享受する内容に差がでることは問題であり、今後、幼稚園、保育所を管轄する行政を一元化しようとする意見もある中、全国の園児たち全員が視力検査や眼科医による眼科健診を受けられるようなシステムを行政（文科省・厚労省・将来認定こども園を管轄する省庁等）や政治に強く働きかけるとともに、全国の各地域においては医師会や保育所関係者等に乳幼児期での眼科健診や視力検査の有用性を啓発する必要がある。一方、眼科医も地域に根差した医療活動の一つとして学校医や幼稚園、保育所の園医としての活発な活動に熱意を注ぐ必要があると思われる。

おわりに

要約で示したように、今回の調査で保育所の視力検査実施率は、全国平均34.7%とかなり低く、平成20年に当会が実施した全国の幼稚園での視力検査実施率48.3%と比較しても低い値であった。また、眼科医による眼科健診実施率も15.2%と低いため、今後、積極的に関係省庁や保育所関係者等に働きかけ、視力検査や健診をしつかりと進めていくことが大切である。

現在1歳児健診、1歳半児健診、3歳児健診では眼科医が直接子どもたちの眼を健診しない公的な健診システム上、生後2~3ヵ月からの子どもたちが在籍する保育所へ眼科医が直接出向き、すべての保育所園児の眼の健診をすることは、かなり重要な意義があると思われる。子どもたちの眼の健康を守るため、私達眼科医が行政や医師会、保育所関係者等に「幼少時からの眼の健康管理の重要性」を強く啓発していかねばならないと考える。

最後に今回の調査に協力いただいた保育所関係の方々に謝意を表したい。

[文 献]

- 1) 宇津見義一, 植田喜一, 宮浦 徹, 他:平成20年幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関するアンケート調査. 日本の眼科 80:1193-1200, 2009.
- 2) 八子恵子:小児疾患の発見・早期治療—3歳児健診を中心に—. 日本の眼科 71:533-536, 2000.
- 3) 公衆衛生部(古野史郎):三歳児眼科健康診査調査報告(Ⅲ). 日本の眼科 78:287-290, 2007.
- 4) 山田昌和:弱視スクリーニングのエビデンス. あたらしい眼科 27:1635-1639, 2010.
- 5) 宮浦 徹, 宇津見義一, 柏井真理子, 他:学校での色覚検査のあり方—受診者に関する実態調査より—. 日本の眼科 84:1098-1102, 2013.